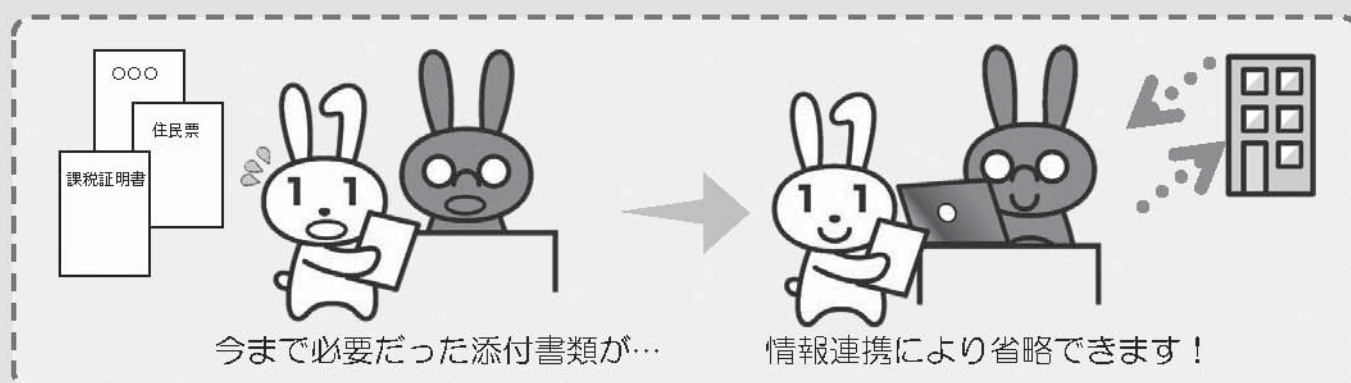


マイナンバー制度の「情報連携」について

- 情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすることです。
- 各種手続の際にマイナンバーを申請書等に記入することで、住民が行政機関等に提出する必要があった書類を省略できるようになります。平成29年11月13日以降、添付書類が省略できます。
- マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類（マイナンバー確認書類及び身元確認書類）をご用意ください。



※事務によっては、引き続き提出をお願いする添付書類がある場合があります。

※個別の事務手続の際には、各行政機関の案内を必ずご確認ください。

Q. どのような手続で添付書類が省略されるのですか？

A. 税や社会保障に関する一部の手続で添付書類が省略されます。具体的手続については、詳しくは内閣府のマイナンバーホームページをご覧ください。

Q. 情報連携の記録を確認することはできますか？

A. ウェブサービス「マイナポータル」の機能「やりとり履歴」で確認することができます。マイナポータルへのログインにはマイナンバーカードが必要です。

Q. 情報連携でマイナンバーが漏れることはありませんか？

A. 情報連携ではマイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止するなど様々な対策を講じています。

“マイナンバーカード”の申請は簡単！

<郵送で>



<スマホで>



<パソコンで>



<証明写真機で>※



※機器の対応をご確認ください。